

# 大野東小学校 P T A 規 約

**第 1 条 (名称・事務局)** この会は大野東小学校 P T A (以下本会という) といひ、本校就学 児童の保護者  
者と本校教職員とをもつて組織し、事務局を大野東小学校におく。

**第 2 条 (目的)** 本会は学校と家庭と社会が緊密に連絡して児童憲章の趣旨を体し、児童教育  
に共同責任を持ち、心身の正しく健やかな成長と福祉の増進をはかり、各種の教育文化財団と協力し  
て民主教育の進展をはかることを目的とする。

**第 3 条 (事業)** 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員相互の研修に関する事。
2. 児童の体育および保健衛生に関する事。
3. 学校内外における児童の生活指導に関する事。
4. 児童の教育環境の改善充実に関する事。
5. その他目的達成に必要な事。

**第 4 条 (役員および委員)** 本会に次の役員および委員をおく。

1. 役員：会長 1 名、 副会長 若干名、 庶務 若干名、 会計 1 名、 監査 2 名  
参与 1 名、 事務局長 1 名 事務局長補佐 若干名
2. 委員：生活部員 各地区若干名 (うち、各地区より 1 名、常任委員とする)  
学級委員 各学級ごとに、4 名

**第 5 条の 1 (役員・顧問の任務)** 役員および顧問の任務は次の通りとする。

1. 会 長 本会を代表し、業務を統括する。
2. 副 会 長 会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
3. 庶 務 記録・議案・文書の整理および連絡等、会の庶務を行う。
4. 会 計 本会の会計業務を担当処理する。
5. 監 査 本会の会計業務を監査する。
6. 参 与 学校長が就任し、本会の諮問に応じる。
7. 事務局長 教頭が就任し、本会の庶務会計に関する業務を統括処理する。
8. 事務局長補佐 事務局長を補佐する。
9. 顧 問 顧問は会長の諮問に応じる。

**第 5 条の 2 (学級委員の任務)** 学級委員の任務は次の通りとする。

1. 4 名の学級委員は協力して学級懇談会、P T C 等の学級 P T A 活動を運営する。  
その取りまとめは、学年部委員とする。
2. 4 名の学級委員はその互選により、それぞれ学年部、研修部、体育部、保健部に所属して学校 P  
T A の運営にあたる。

**第 6 条 (役員・委員・顧問の選出)** 役員・委員・顧問の選出は次の通りとする。

1. 役員は総会において選出する。選出にあたっては会長から委嘱を受けた選考委員  
により次期役員を推薦する。
2. 学級委員は、学級ごとに 4 名とし、会員の互選とする。
3. 生活部員は、各地区内会員の互選とする。
4. 顧問は役員会の承認を経て会長が委嘱する。

**第 7 条 (役員・委員の任期と免除)** 役員のうち会長・副会長・庶務・会計 (以下、執行部役員という) の任  
期は以下の通りとする。

1. 執行部役員としての任期を通算して 2 年とする。ただし再任は妨げない。
2. 上記の任期は原則、連続した年数とする。  
その他の役員及び委員の任期は以下の通りとする。

役員および委員に欠員が生じた場合、残任期間によって、欠員補充を必ずしも必要としない。必要と認められた場合は、会長が後任者を選出する。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 委員のうち部長・副部長に就任したものは翌年度以降、各部の部長・副部長の役職を免除される。
4. P T A会長以外の全ての役職の選出において、以下の条件にあてはまるP T A会員はその選出から免除される。ただし本人の意思による全ての役職への就任を妨げない。  
尚、仕事については就業形態に関わらず、免除理由とはならない。
  - ・病気療養中もしくは妊娠中である
  - ・家庭に継続的な介護を要するものがある
  - ・ひとり親家庭
  - ・役員及び委員を2年間務めた
  - ・その他P T A会長が認めた場合

**第 8 条 (総会)** 総会は会員全員で構成し、全会員の過半数（委任状を含む）をもって成立する。予算・決算・会費・事業等の決定および規約の改廃、その他委員会で処理できない重要な事項を取り扱うものとする。

**第 9 条** 定期総会は毎年1回、年度当初に行い、臨時総会は会長が必要と認めた場合これを行う。

**第10条 (委員会)** 常任委員会は、役員・各学年代表・各地区代表・専門部長および教職員で構成し、必要に応じてこれを開き、予算の検討・事業計画・当面の諸問題の協議決定およびこれの執行にあたる。

**第11条 (部会)** 本会は別に、学年部会・地区部会を設け、随時これを行うものとする。

**第12条 (専門部)** 本会は各委員が分担して次の専門部（推進委員）を設け、具体的な業務について計画し、常任委員会に諮ってこれを遂行するものとする。

- (1) 研修部 (2) 体育部 (3) 保健部 (4) 生活部

**第13条 (表彰)** 本会の向上発展に功労のあったものに対しては、常任委員会の議を経て会長がこれを表彰することがある

**第14条 (会計年度)** 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終るものとする。

**第15条 (会費)** 本会の会費は、毎月1世帯250円とする。(15日以上を1ヶ月とする) 会費・助成金・雑収入をもって本会の経費にあてる。

**第16条 (監査)** 監査は毎年1回以上会計を監査し、総会に報告しなければならない。

**第17条 (細則)** この規約の施行について必要な細則は、常任委員会の議を経て、別にこれを定めるものとする。

付則 この規約は昭和37年5月1日より施行する。

昭和49年5月11日・昭和51年5月15日・昭和54年5月18日  
昭和58年4月25日・昭和59年5月4日・昭和61年4月25日  
昭和62年4月25日・平成3年5月10日・平成5年5月11日  
平成6年5月21日・平成9年4月19日・平成12年4月28日  
平成13年4月27日・平成16年4月25日・平成18年4月22日  
平成19年4月21日・平成21年4月25日・平成22年2月25日  
平成31年4月14日・令和2年4月30日・令和3年4月30日  
規約について一部改正